

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金の申請について

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症又は原油価格の高騰により影響を受けている町内の中小企業者に、経営の安定化を図ることを目的として支給する支援金です。

○支援金の支給対象となる者

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、以下の条件を全て満たす者

- ① 法人にあつては、町内に本社又は事業所を有すること
- ② 個人事業者にあつては、町内に住所を有すること
- ③ 令和4年分の税務申告等を行っていること

※ 詳細については、「香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱」をご確認ください。

○支援金の対象となる経費

町内にある事業所等に係る経費として支払った**燃料費等**※が対象となります。ただし、原材料としての使用又は他者への販売を目的としたものは対象経費にはなりません。**（消費税及び地方消費税相当額、軽油税は除く）**

※ 燃料費等とは、次に示す「燃料費」と「光熱費」とします。
燃料費・・・ガソリン代、軽油代、灯油代、重油代
光熱費・・・電気料金、ガス料金

令和4年10月1日から令和5年6月30日までの9か月を対象期間とし、支援金額の計算は、**上記期間に支払った燃料費等の合計額を対象経費**とします。

○支援金額の計算

支援金の対象となる経費の10%が支援金額となります。

なお、算出した支援金額の千円未満は切り捨てとなります。（千円単位）

また、支援金は**4万5千円以上を対象とし15万円を上限額**とします。

算出額が4万5千円未満の場合・・・0円（不支給）

算出額が4万5千円以上15万円未満の場合・・・4万5千円～14万9千円

算出額が15万円以上の場合・・・15万円（上限額）

○申請受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）まで

○提出書類

- ① 様式第1号 香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給申請書
- ② 令和4年分の国税の確定申告書等の写し
法人事業者は、法人税の確定申告書（別表1）及び損益計算書
個人事業者は、所得税の確定申告書（第1表）及び青色申告決算書
（白色申告者は収支内訳書）
- ③ 申請の対象とした期間に支払った燃料費等の額が確認できる書類の写し
（領収書、引落口座の写し等）
- ④ 指定振込口座の通帳の写し
法人の代表者名義の口座の通帳の写しの場合は、代表者の本人確認書類
の写しを添付してください。

○申請書の提出方法

（郵送の場合）

〒669-6592 香美町香住区香住 870-1 香美町役場 観光商工課

（持参の場合）

香美町役場 観光商工課、又は 村岡地域局・小代地域局

○支援金の支給の決定

提出された申請書の内容を審査し、「香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給決定通知書」、若しくは「香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金不支給決定通知書」により、審査結果をお知らせします。